

# 裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名



処分庁

玉野市社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年10月2日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が同年9月24日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護変更決定処分（9月分以降支給額を118,960円とした処分及び10月分以降支給額を118,735円とした処分をいう。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 本件審査請求の趣旨及び理由

今回決定された保護費の平成25年10月分（以下「10月分」という。）以降の支給額について、不当に低い金額であることから、本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。

## 第2 処分庁の弁明

請求人世帯の世帯員の転出及び当該転出に係る過支給額の収入充当により保護費が減額されているもので、本件処分には問題がないことから、本件審査請求の棄却を求める。

## 第3 当庁の認定事実

- 1 処分庁は、平成22年1月7日付けで請求人世帯の保護を開始し、現在も保護を継続していること。
- 2 平成25年8月25日付けで請求人の夫である[REDACTED]（以下「請求人の夫」という。）の住民登録上の転出処理がなされているとして、処分庁は、同年9月17日付けの保護決定調書において、同年8月26日をもって世帯員の減と認定し、同月分（以下「8月分」という。）の保護費のうち、当該世帯員の減により過支給となっている6,945円を10月分の保護費に収入充当することを決定し、同年9月24日付け保護決定（変更）通知書により、請求人に対してこの旨通知したこと。
- 3 処分庁は、2とは別に平成25年9月17日付けの保護決定調書において、同月分（以下「9月分」という。）の保護費について、同月1日から母子加算を認定するとともに、当該母子加算の額と世帯員の減による減額分の差額である14,580円が過支給となっているとして、当該差額を10月分の保護費に収入充当することを決定し、2とは別に同年9月24日付け保護決定（変更）通知書により、請求人に対してこの旨通知したこと。

## 第4 当庁の判断

保護費の支給額の決定について、生活保護法第8条第1項の規定によると、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10においては、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

請求人世帯の10月分の最低生活費は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき算定すると次のとおり140,260円である。

生活扶助（請求人及び請求人の長女）	106,950円
母子加算	21,300円
生業扶助（高等学校等就学費）	
基本額	5,300円
学級費等	1,700円
学習支援費	5,010円
計	140,260円

次に収入の認定についてであるが、請求人から収入の申告はないことから、10月分の保護費支給額は140,260円となる。

なお、請求人の夫の転出により平成25年8月26日から世帯員の減となっており、8月分及び9月分の保護費について、次のとおり過支給が生じている。

（8月分既支給額）

生活扶助（請求人、請求人の夫 及び請求人の長女）	142,830円
生業扶助（高等学校等就学費）	
基本額	5,300円
学級費等	1,700円
学習支援費	5,010円
計	154,840円

（8月分正当支給額）

生活扶助（請求人、請求人の夫 及び請求人の長女）	115,185円・・・	〔8月 1日から 8月25日まで〕
生活扶助（請求人及び請求人の長女）	20,700円・・・	
		〔8月26日から 8月31日まで〕
生業扶助（高等学校等就学費）		
基本額	5,300円	
学級費等	1,700円	
学習支援費	5,010円	
計	147,895円	

(8月分過支給額)

8月分既支給額	154,840円
8月分正当支給額	<u>△147,895円</u>
8月分過支給額	6,945円

(9月分既支給額)

生活扶助(請求人、請求人の夫 及び請求人の長女)	142,830円
生業扶助(高等学校等就学費)	
基本額	5,300円
学級費等	1,700円
学習支援費	<u>5,010円</u>
計	154,840円

(9月分正当支給額)

生活扶助(請求人及び請求人の長女)	106,950円
母子加算	21,300円
生業扶助(高等学校等就学費)	
基本額	5,300円
学級費等	1,700円
学習支援費	<u>5,010円</u>
計	140,260円

(9月分過支給額)

9月分既支給額	154,840円
9月分正当支給額	<u>△140,260円</u>
9月分過支給額	14,580円

生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け、社発第246号厚生省社会局長通知)第10の2(8)によると、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額を次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこととされており、当該過支給額を10月分に収入充当することができる。

このことから、10月分の保護費における収入充当額は、6,945円と

14,580円の合計額21,525円となる。

生活保護法による保護の基準により算定された10月分の最低生活費140,260円と10月分の収入認定総額21,525円との差額118,735円が正当に支給されるべき10月分の保護費となることから、第3の2及び3の処分庁の保護費の算定方法自体に誤りはない。

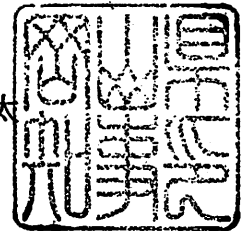
一方で、処分庁は、請求人の夫の転出について、住民基本台帳の異動情報により把握して以後、保護変更申請書の受理、請求人への確認等による十分な実態の把握をすることなく本件処分を行っており、実際の転出日について十分な事実確認の上、世帯員が減となる日の認定を行っているとは認められないことから、この点において、本件処分は取消しを免れないものといわざるを得ない。

以上のとおり、本件審査請求については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成26年2月10日

審査庁

岡山県知事 伊原木 隆 太



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、玉野市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となる。）本件処分の取消しの訴えを提起すること（ただし、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）この裁決の取消しの訴えを提起すること（ただし、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したと

きは、訴えを提起することができない。)

(4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。